

# 平成26年度徳島県パラリンピック等競技力向上支援事業募集要項

## 1 趣旨・目的

2020年東京パラリンピックの開催に向け、パラリンピック及びデフリンピック（以下「パラリンピック等」という。）競技種目の強化を図るため、競技力の向上、障がい者スポーツの振興に資する競技用具等施設の整備を必要とする障がい者スポーツ団体に対し、平成26年度徳島県パラリンピック等競技力向上支援事業補助金交付要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

## 2 補助対象団体

次の各号に掲げる要件を全て満たす障がい者スポーツに係る競技団体及び任意団体（以下「競技団体等」という。）とする。

- （1）環境整備を進めることで、競技力の向上が見込めること。
- （2）代表者及び事務局等の所在が明らかであること。
- （3）競技団体等において、維持・管理を適切に行うことができること。
- （4）障がい者の競技力向上や障がい者スポーツの振興に寄与していること。

## 3 補助対象経費

パラリンピック等の競技種目である競技用具等施設の整備に要するものであって、相当の耐用期間を有し、個人では保有することが難しいものであること。

ただし、整備後の修繕等は、団体で負担すること。

## 4 補助額等

補助金の額は、上限を1団体50万円とし、予算の範囲内で補助額を決定する。

補助金の交付については、同一年度に1団体1回限りとする。

## 5 審査基準

次の審査基準を踏まえ、総合的に判断する。

- ・パラリンピック等競技種目であること。
- ・障がい者の競技力向上、障がい者スポーツ振興に寄与する施設整備であると認められるもの。

## 6 申請方法

次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- （1）競技用具等施設整備申請書（様式第1号）

- (2) 事業実施計画書（様式第2号）
- (3) 購入を希望する競技用具等の仕様書
- (4) 購入を希望する競技用具等の見積書
- (5) 規約等団体の概要がわかるもの

## **7 申請期間**

平成27年1月16日(金)～2月6日(金)

## **8 審査及び選定等**

- (1) 申請のあった競技団体等の中から、選定委員会において、「5 審査基準」に基づき、審査及び選定を行う。
- (2) 選定結果については、審査、選定終了後、速やかに通知する。

## **9 その他注意事項**

- (1) 申請書類等は返却しない。
- (2) 申請に要する郵送等の費用は、申込者の負担とする。
- (3) 申請のために記載された個人情報については徳島県の個人情報保護条例に基づき適切に管理し、当事業に関わる目的のみに使用する。
- (4) 提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、認定を取り消すことがある。

## **10 提出先及び問い合わせ先**

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県 保健福祉部 長寿福祉局 障がい福祉課 企画・社会参加担当宛て

※郵送あるいは持参して下さい。

tel : 088-621-2248 (直通)

fax : 088-621-2241

E-mail : syougai-fukushika@pref.tokushima.lg.jp